

陳情第23号	平成24年6月6日受理
付託委員会	議会運営委員会
件名	請願・陳情書の取り扱いに関し改善を求める件
陳情要旨	
<p>平成24年八千代市議会第1回定例会に提出された陳情第10号の審査において、陳情文書に不適切な加工が施された事実を指摘し、今後同様の不祥事の再発を防止する措置の実施を求めます。</p> <p>議会は、陳情者から提出された陳情文書の一部を恣意的に削除しました。さらに削除された部分について言及した文言を抹消することにより、情報加工の操作がなされた事実を隠ぺいするなど不適切な行為があったため、陳情の趣旨が著しく歪曲され、審査に当たる委員の判断を誤らせるに至ったものです。</p> <p>これは次のような経緯でした。</p> <p>(1) 市議会会議規則第3章では請願について定めています。第138条に、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」とあります。つまり、議長が受理すると、陳情文書表を作成し、議員（全議員）に配付し、陳情を所管の常任委員会または議会運営委員会に付託することになります。</p> <p>(2) 通常の手続は、</p> <p>ア 陳情文書表の作成は省略してオリジナルの陳情文書をコピーして全議員に配付する。</p> <p>イ 議長は陳情の付託先を決定し、議運委員長に議長意見を添えて陳情文書を回付する。</p> <p>ウ 議運で審査の後、付託すべきと決定した案件は所管の常任委員会に回付するか、議会運営にかかわる案件は、後日議運において再度審査をする。</p> <p>エ 常任委員会における審査の段階でようやく陳情文書表を作成して委員に配付する。（付託先のない陳情の文書表は作成されない。）</p> <p>請願についても同じ取り扱いになります。</p> <p>(3) 陳情第10号については通常の場合と異なり、</p> <p>ア オリジナルの文書に附属していた資料1・2を余分な情報と勝手に判断し、削除して関係議員に配付した。</p>	

イ 議会運営委員は陳情文書に盛り込まれていた情報の大部分が削除された、欠陥情報とも言える本文だけを対象にして審査することを強いられたが、そのことに言及あるいはクレームする委員はなかった。（委員たちが事前に審査資料の内容を把握できていたかは不明だが、個人のプライバシーにかかわる事案なので審査を拒否したいとの発言もありました。）

ウ 委員会の傍聴者には審査の資料（陳情文書）が配付されないので、その内容は事務局担当者の朗読で知ることができただけで、資料の一部が削除されていた事実を知る機会がなかった。

エ 議運での審査の後、総務常任委員会に付託されたが、配付された文書表からは「資料1・2」の字句が抹消されていた。これは文書が改ざんされた事実を糊塗する操作ですが、議長は議事録の内容の整合性を確保するための処理であると弁明しました。これは議事録の体裁を整えるためには事実を歪曲しても構わないという本末転倒の判断による誤った措置であって、絶対に容認できません。

このように陳情第10号の文書に関して、オリジナルの陳情文書の一部を恣意的に削除、あるいは字句を抹消する情報加工の操作が行われましたが、これは陳情の審査に先立ち関係者に配付される「陳情文書表」（またはオリジナルの文書のコピー）の写しを、事前に陳情者にも交付することを会議規則に規定することで防止可能なので、その旨を議会に求めるものです。

したがって陳情者（請願者についても同じ）の願意が審査にかかわる関係者に明確に伝達されるように、請願書（陳情書も同様）の取り扱いに関し、八千代市議会会議規則のうち関連条項を改訂することを求めます。

記

1. 第133条第1項を、「議長は請願文書表を作成し議員に配付するとともに、請願者にその写しを交付する。請願者は請願文書表の内容を点検し、請願書の目的を阻害するおそれのある時は、議長にその訂正を求めることができる。」と改訂すること。